

第3回
消防計画の未作成に関する
大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会
議事録

令和5年2月16日
大槌町役場 3階大会議室

開会 午後3時00分

1 開会

事務局（沼田）：それでは、ただいまより「第3回消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」を開催します。

本日出席の委員の確認をいたします。まず、委員長の松本良啓先生。続いて、委員の相高宏太先生。そして同じく委員の細川恵喜先生。「第3回消防計画の未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会」の出席者は、以上3名の委員となります。

大槌町第三者委員会設置条例第6条の規定により委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることを冒頭でご報告させていただきます。

それでは議事に進みます。以降につきましては、松本会長に進行をお願いいたします。



2 議事

(1) ヒアリング対象者の選定と依頼状況について

松本会長：よろしくお願ひいたします。前回、第2回の委員会の時に、ヒアリングの具体的な事項や対象者について、第3回の委員会までに詰めていきたいと思いますところがあったかと思ひます。それから、消防署の問い合わせの回答も前回のことだったかと記憶しておりますが、消防署からは資料等はないという回答があったと報告を受けていたましたが、よろしいでしょうか。

事務局（関谷）：大槌消防署長から、令和4年12月15日付で文書が松本会長宛てに届いております。「大槌町役場立ち入り検査結果通知に関する回答について」という題名で、「平成28年度に立ち入り検査を実施した防火対象物（大槌町役場会議室を含む）不備箇所については、立ち入り検査結果通知書の作成及び交付は行っておりません。」との通知がございました。

松本会長：ありがとうございます。令和2年の立ち入り検査については書面があったので、平成28年の書面もあるのではないかということで消防署に問い合わせをしましたが、消防署では、作成をしていないという回答ということですので、この消防署への問い合わせの部分については、ここまできかなと思ひているところでございます。

続きまして、ヒアリングの部分で、まず対象者の選定ですが、大まかに平成24年度、28年度、令和2年度、3年度の担当者へのヒアリングに対して、応じていただけるのかどうかのお願いをして、回答をいただこうという流れで前回進めていました。平成24年度と令和2年度ともにお名前があがっている方が1名いらっしゃいますので、トータルで8名です。9名の方にお声がけをして、ヒアリングのお願いをしており、そのうち平成28年度の主査の方は対応できないという回答があり、残りの方については対応可能であるという回答をいただいております。この対応可能というお返事があった7名について、具体的にヒアリングを行っていくということでもいいのかなと思ひています。

ヒアリングのスケジュールにつきましても、回答をいただいております、1名お仕事の関係上17時半以降で対応可能という方がいらっしゃいますが、その他は基本的に役場にいらっしゃる方ですので、対応はいつでも可能という回答が来ている状況でございます。

ヒアリング対象者につきましては、3年度の部分について7名に対して行うということで結論を出したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

相高委員：はい。



(2) ヒアリングスケジュール

松本会長：ヒアリングについて、事前にスケジュールを調整させていただき、今月27日の15時から日程を確保しているところでございます。

聴取事項も踏まえて、順番なども議論していきたいと思ひます。なんとなくのイメージですが、年度が3つありますので、年度ごとに行っていくのが1つのパターンかなとも思ひま

す。または、古い年度から行っていくのも1つの方法かと思います。他方で、Aさんに関しては、2年度分聞かなければならないと思いますし、1名は17時半からという回答を頂戴していること、それから、のBさんになりますが、Bさんは様々な公務の可能性があるかと思っていますので、ある程度時間を決めておく必要があるかなと思います。

そういった部分を考慮し、考えてみたのが、まずBさんを27日のトップバッターにしてはどうかと思っていますが、いかがでしょうか。

細川委員：Bさんを先に行くことは異議ありません。時系列の観点からも、よろしいかと思います。

相高委員：私もBさんからでよろしいのではないかと思います。

松本会長：そうしますと、トップバッターがBさんで、Cさんがご事情により17時半から最後に持っていかざるを得ないかなと思っております。Bさんの後にAさんという流れでよろしいでしょうか。Aさんは2回に分けてお越しいただくのはいかがなものかなと思うので、一度に聴くという形でよろしいでしょうか。

細川委員：大丈夫です。

松本会長：それでは、まずBさん、Aさんという順番で進めましょう。聴取事項（案）の具体的な検討については、いかがでしょうか。事前に検討していただいた中で、ひとり当たり何分くらいで検討しておくかというところも気になっています。やはり最低30分は必要かなと思いますし、その場で関連する質問も検討しないといけないかと思っていますので、余裕を持つとひとり当たり30～40分くらいですかね。

細川委員：そうですね。少なくとも30分くらいは見たほうがいいのではないかと思います。

相高委員：ヒアリングでおそらく30分くらいはかかると思うので、ヒアリングをした後に委員で調整をいれると40分くらいの余裕を持ったほうがいいのかと思います。

松本会長：例えばひとり当たり40分で計算すると、2月27日は確保できている時間が180分ですので、大体4～5人ですかね。

細川委員：2年度分聞かなければいけない部分をどう考えるかというところもあるのかなと思います。

松本会長：そこは1時間取るとなるとますます時間的に厳しくなってくるというところですね。例えばBさんと17時半からのCさんは最初と最後で決めておくとして、間の時間は皆さん職員さんであるということ踏まえて、出来るところまで行うというイメージはいかがでしょうか。

細川委員：そうですね。可能な限りは行ったほうがいいのかと思います。

松本会長：40分をベースに考えると最初のBさんで15時40分まで取って、Aさんは1時間となると、もう16時40分くらいになり、17時30分からCさんとなると、あと1人くらいしかできないとなります。そう考えると、Dさんだけ行うような話になると思うのですが、キリも良くないという感じもしますよね。

細川委員：そうですね。まとめていきたいところもありますよね。

松本会長：あるいはあまり決めすぎずに、どうしても決めなければいけないBさんとCさんだけ決めて、間はある程度出来るところまで行い、時間切れになったら何名かは後回しにするという形もありですね。確認ですが、相高先生が18時までということですね。

相高委員：はい。Cさんが17時半からで、40分取ると10分はみ出ますが、そこについては対応可能です。Aさんに聴くのであれば、その後にEさんに聴くこともあり得るのかなと思います。そうすると、平成28年度の方を別日でまとめて聴けるのではないのでしょうか。

松本会長：あるいは、平成28年度の3人に聴いてしまって、Aさん、Eさんを別の日にするというのもひとつの方法かなと思います。

細川委員：時系列も大事になってくるのかなと思いつつあるので、令和2年度に飛ぶよりか近い年度を聴くという会長の意見が望ましいかなと思います。

松本会長：1回で終わらず、同じように日程をもう1度考えなければならぬとすると、次回はおそらく3月中旬以降になるのかなと感じています。その辺りも含めて、ヒアリングの日程が複数日になることは、本当は避けたいところではあります。

細川委員：そうすると、トータルの時間としては、単純計算で40分×7人、うち1人は1時間と考えると、300分から320分くらいですか。5時間超くらいを1日で確保できるのかどうか

というところですね。

松本会長：27日はせっかくですので、できるところまではしっかり行って、終わらなかった部分については別日を設けるまたは、Web会議などで行うという方法もありますね。例えば27日の開始時間を早めることは難しいでしょうか。

細川委員：今お約束はできませんが調整は可能かと思えます。

松本会長：事務局としては可能でしょうか。

事務局（関谷）：会場は13時から確保しています。

松本会長：相高先生はいかがですか。

相高委員：私は対応可能です。

松本会長：13時から可能なのであれば、13時開始にしてなるべく27日に終わらせるよう頑張ってみて、どうしても終わらない部分や追加でヒアリングが必要なことがあった場合には別日を検討するような流れにしましょうか。

細川委員：そうですね。13時からであれば5時間あるので可能かなと思えます。

松本会長：我々もやってみないと分からない部分もあるのですが、だんだん慣れてくるのかなというイメージもありまして、一人ひとりに聴取事項を作成しましたが、被っている部分もありますので、重複している部分はカットするというのもできるかと思えます。そのようなところで、場合によっては40分から少し早まるということもあるかもしれません。

事務局にも改めて確認です。時間がかかりそうだとこのことを踏まえて、15時ではなく13時からということにして、なるべく聴ける人は同じ日に聴こうと考えていますが、可能でしょうか。

事務局（関谷）：はい。会場も夜まで確保していますので可能です。

松本会長：順番は13時からBさんをお願いしたいと思えますが、公務があるかと思えますので、空いているかどうかを確認していただいて、空いている時間にいられていただくという形で構いません。それから、17時半がCさんというところは決まりにしたいと思えます。あとは時系列に行くとして、もしBさんが最初で問題ないという事であれば、Bさん、Aさん、Dさん、Fさん、Gさん、Eさん、Cさんという流れで、終わらなさそうな場合にはGさんやEさんは、ずれる可能性があるというイメージでよろしいでしょうか。

細川委員：はい。



（3） ヒアリング聴取事項案について

松本会長：あとは聴取事項について議論していきたいと思えます。聴取事項については、詳細な聴取事項（案）を各年度作らせていただきましたので、基本的にはこちらでよろしいかと思えますが、1点、Aさんに関しては被る部分も若干あるのかなと思っております。この辺りをどう調整するか、もしご意見があればいただきたいです。

私のほうで、資料4を作成させていただきました。資料の末尾にAさんの聴取事項（案）をつけております。内容の途中で米印で「3～6は別の年度の話でもあるので、重複の場合は省略。」と念のため入れています。Aさんの略歴や執務状況、過去の管理者選任、計画策定、訓練実施の質問、後任への引き継ぎ時にどのようなことをしたかという質問が出ていますが、この部分が内容に含まれてくれば、カットしてもいいのではないかと整理したところでございます。

相高先生の作成した聴取事項にも当時の職務内容や組織体制、計画管理者、消防に関する知識という質問もありますので、比較的被ってくるころかなと思えます。統合されているというようなイメージでよろしいですか。

相高委員：書面でAさんが読んでいただければ、準備ができるのかと思えます。

松本会長：この聴取事項につきましては、ヒアリングを受ける方に事前にお答えしやすいようにお示しする内容ですので、多めに情報を提供する分にはあまり問題はないかと思えますし、当日のヒアリングの内容によっては、適宜削るといったことがありますので、これはこのままにしたいと思えます。

実際のヒアリングの聴取事項については、この資料をベースに行うという事でいいのかと

と思いますが、今の時点で先生方から聴取事項についてコメントや過不足等ご意見ございますか。

細川委員：基本的にはこれで、あとは話を聴いていきながら出てくるとと思いますので、よろしいかと思います。

松本会長：相高先生なにかございますか。

相高委員：私もこの聴取事項で問題ないかと思います。

松本会長：確かにヒアリングで、事前にお示しするものからはみ出さないというわけではないですから、当日の雰囲気を中心にしながら聴いていきたいと思いますので、聴取事項としてはこの資料をベースにしたいと思います。

実際のヒアリングのやり方を詰めていきたいと思うのですが、まず会場はこの場所ということでしたので、席の配置は現在の配置を前提にすると、目の前にヒアリング対象者の方がお掛けになって、お話を伺うというイメージだと思います。その後ろに最低限の事務局が入り、記録等をとることになると思います。また、ヒアリングの対象者の心理的な負担を考えて、公開はしないということを決めています。

後々のヒアリングの議事録については、基本的には公開を考えていますので、公開の方法は決めておいたほうがいいのかと思っております。逐語的に全ての問答形式のものを公開してしまいますと、それは事実上ヒアリングを公開で行っているのと変わらなくなってしまいますので、問題かと思っております。他方で、完全な要約になるのもそれはそれでよくないかと思っておりますので、間を取るような形で、少しまとめるようなイメージがよろしいかと思っておりますが、先生方何かご意見ございますか。

細川委員：基本的には、会長のおっしゃったとおりでよろしいかと思っております。今の時点では、忌憚のないという趣旨のところと、原則公開というところのバランスを考えながらなるのかなと思っております。

相高委員：私も会長の案でよろしいかなと思っております。

松本会長：事務局に確認ですが、議事録の作成はまず文字起こしをして、いわゆる反訳書を起こして、特定されるような部分を削除等整理して、公開前に委員に送っていただいて確認したうえで公開するようなイメージですか。

事務局（関谷）：そのとおりです。委員に対しては反訳したとおりのものと要約したものと送り、ご確認をとったうえで公表という形になります。

松本会長：他の委員会でも同じような議論をした覚えがありますが、基本的には作成した後に議論をして最終的に消していくという体裁ですよね。ではそのように進めていきたいと思っております。

ヒアリングをする際の具体的なやり方は、時間的にどうしても途中退室や遅れるなどの場合は仕方ないと思うのですが、委員3人が揃っているという前提でのヒアリングを考えたときに、まず主たる誰かが聴取事項（案）をベースに質問していくことが望ましいかなと思っております。Bさんから始まり、Cさん、Aさんとありますが、作成した委員が質問をしていくほうが良いのか、相高先生にBさんをお願いして、その後のAさんは私が行うというように担当を変えたほうが良いのか、やり方についてご意見ございますか。

細川委員：基本的には作成した方はそれなりの想いがあって作ったところもあるかと思っておりますし、必要なところは追加で質問することになるかと思っておりますので、いずれにせよ負担的にはあまり変わらないのかなと思っております。

相高委員：聴取事項を作成した委員が主担当という形で、残り2名で足りないところを補足する形でよろしいのかなと思っております。

松本会長：順番をある程度年度ごとに揃えるということになると、最初の時間帯は相高先生、その後は細川先生がとても忙しくなることが予想されますが大丈夫ですか。

細川委員：質問をすること自体は大丈夫かなと思っております。

松本会長：具体的なイメージとしては聴取事項に沿って質問をしていくということで、最初に聴取事項（案）を作成した委員が主担当としてヒアリングを行い、ある程度終了した時点で補足的に他の委員から質問するという流れを作りたいと思っております。

それから、先程の相高先生のご発言の中で、1人終わった後に少し議論する時間もあっていいのではないかとこのところがあったかと思っております。そのとおりかと思うのですが、その

ような議論をした結果、ヒアリングが終了した方にもう少し質問したほうが良いとなってしまふと、良くないなと思っています。一回こちらで検討の時間をいただいてから、もう一度その方にヒアリングするような機会を設けたほうが良いのか、そこまでしなくてもいいのか、いかがでしょうか。

細川委員：要は一度その方にはご退席いただいた後、次の方に行く前に協議をしたうえで追加があればまた入っていただいてというイメージですか。

松本会長：まだ1人も行ってないので、イメージがつかないですが、そういう場面が必要であれば、少しお控えいただくような時間を設けたほうが良いのかなというところですね。もう一回ヒアリングしたいとなった場合に、お帰りいただいたあとに聴くのはかなり大変かなと思っていますが、ご意見ございますか。

相高委員：聴ける限りはその場で聴いて、どうしても聴きたい部分に関しては、書面なりという形でもいいのかと思います。

松本会長：確かにそうですね。キリがなくなりますから、基本的には主担当が質問して補足質問が終了すればそこで退席していただいて、その後の議論でもう少しヒアリングしたほうが良い部分があれば別途書面等で回答を求めるか、あるいは代表でどなたかが個別に聴きに行くという形にしたほうが良いですね。そのように整理しましょう。ヒアリングについては、近い日程で実施することになり、時間も長くなりますが、ご協力をお願いいたします。

少し内容面について確認しておきます。平成24年は基本的には体制ができていた時期という認識で、平成28年度は書面が提出されていないこと等分らないことが多い時期ですので、かなり事実確認の部分がテーマになると思います。令和2年度は色々なことが分かって、対策をしてきたという認識です。立ち入り検査があった時期なので、立ち入り検査を踏まえての部分がポイントというイメージです。このような整理でよろしいですか。

細川委員：はい。

松本会長：そのような部分を意識しながらヒアリングをしていきたいと思っています。ある程度詰めたつもりですが、先生方いかがございますか。

相高委員：ヒアリングの時間は大体40分くらいですが、長くなったり短くなったりする際に、対象者の方は柔軟に対応していただけるのでしょうか。職務もあるかと思いますが、時間が伸びた場合に次の方に来っていただけるのか、少し待つ必要があるのか、職務に影響が出ないのかというところが気になっています。

松本会長：私のイメージでは、最初をBさん、最後をCさんと決めておき、その他は集合時間を決めておいて待っていただく形にし、多少前後してもフレキシブルに対応していただければいいのかなと思っています。40分前後を前提にして、かつAさんは1時間以上かかることを前提に、ある程度お越しいただく時間を決めておくという流れです。

別室の空きはありますか。

事務局（関谷）：今確認します。

松本会長：別で控室を用意して、こちらの準備が整い次第お声がけしてお入りいただくという流れにすると、フレキシブルな対応ができるのかなと思っています。Bさん以外に、当日の業務の関係で配慮を要する方がいるかどうかとも確認したほうが良いかもしれません。

事務局（関谷）：事前に職員については、ある程度前後しても問題ないことを確認しております。

松本会長：本日の話で、15時から13時に変更となりましたが、それでも大丈夫でしょうか。

事務局（関谷）：Bさんが1人目というところに対応可能ですが、2番目以降についてはやはり順番が前後する可能性がございます。

松本会長：それはやむを得ないですね。そうしましたら、スケジュールは事務局で作成いただけないでしょうか。13時開始で、ひとり当たり40分と考えると、次の方が13時40分ということになるかと思いますが、早まることも含めて13時30分には待機していただいてという形で準備をお願いできればと思います。

事務局（関谷）：控え室については、今のところ空きがないのですが、調整して確保できる可能性があります。後日会長にお知らせいたします。

松本会長：こちらの会場は広いので、場合によっては後ろで控えていただいてもいいのかなという気がしています。人数が多くて大変ですが、ぜひ頑張ってください。

27日にヒアリングを行って、ヒアリングの結果このような形になりましたということをもとめて3月中に締めになるのか、あるいはさらに追加のヒアリングが必要になるのか分かりませんが、そこで進行について報告する委員会を開催し、答申書の骨子まである程度議論をしていく流れになるかと思います。イメージとして、ヒアリングが終わった後の次の委員会がある程度締めに入ってくるような委員会期日になるのかなと思っております。おそらく第三者委員会なので、答申書のテニヲハを含め議論していくというよりは、ある程度方向性を決めたいというあたりは委員間で起案なり校正なりをして答申書を出すことになるのかと思います。進行のイメージはよろしいでしょうか。

細川委員：はい。まさにそのようなイメージだと思います。

松本会長：早ければ今月中にはヒアリングをある程度終わらせることができ、順調にいけば3月の委員会期日において、ある程度方向が示されて答申書をまとめてということになれば、3月中に提出は厳しいかという感覚はございますが、遅くならずに結論を出すところまでくるのかなという進行をしていきたいと思っております。

○

(4) その他

松本会長：その他の議論ということで、先生方から何かございますか。

細川委員：私からは特にございません。

相高委員：私からもございません。

松本会長：事務局からはなにかございますか。

事務局（関谷）：特にございません。

○

3 閉会

松本会長：それでは本日の委員会については以上にしたいと思います。27日は大変な日程になりましたが、体調調整して頑張りましょう。よろしくお願いたします。ありがとうございました。